

〈不正行為に関わる告発、情報提供等のための告発・相談窓口〉
通報先は下記のとおりです。

〒288-0025 千葉県銚子市潮見町3番 千葉科学大学
庶務課 TEL：0479-30-4500 FAX：0479-30-4501
E-mail：ML-shomubu@ml.cis.ac.jp
IR・企画課 TEL：0479-30-4517 FAX：0479-30-4518
E-mail：ML-kikaku@ml.cis.ac.jp

受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能としますが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けます。

なお、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとします。

告発にあたっては、次の各号に掲げる事項を明示してください。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
- (2) 究活動上の不正行為の具体的内容
- (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

取引業者の皆様へ

- ・不正な取引に関与した場合は、取引停止等の処分となります。
 - ・取引実績等により以下内容の誓約書を提出していただきます。
- (1) 本機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出に協力すること
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること